

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

入札説明書等に関する第2回質問への回答

ふじみ野市

平成24年8月27日

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	14	第3	5	(1)	SPC設立に関する要件	運営責任者の常勤する場所は本施設であり、本社が別の場所にある場合、指揮命令や緊急時の対応など迅速な対応ができない恐れがあります。また、SPCは本事業のみを行う企業であり、本社で複数の事業所を管理するのに都合がよい立地を選定する必要もなく、本施設に立地することが必然です。他のDBO案件においても施設内に本社を所在する例はあり、竣工後に本社を本施設へ移転することをお認めいただけないでしょうか。また、第1回質疑回答で不可との回答ですが、理由がありましたらご教示ください。ご回答の理由によりましては、SPC設立時の協議事項としてください。	本市の判断によるものです。
2	16	第4	1	(2)	低入札価格調査基準価格	ふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱の特例を定める要綱・第3条・2行目に「契約ごとに～」との規定がありますが、これは基本契約（建設工事請負契約＋運營業務委託契約）、建設工事請負契約、運營業務委託契約と言う3種の契約ごとに、それぞれ低入札価格調査を実施すると言う意味でしょうか。それとも、「各PFI事業ごとに」と読替え、基本契約（建設工事請負契約＋運營業務委託契約）について、低入札価格調査を実施すると言う意味でしょうか。ご教示願います。また、前者の場合、運營業務委託契約の予定価格は10,675,004千円、建設工事請負契約の予定価格は9,484,394千円と設定されているとの理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	本事業では、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総額について、低入札価格調査制度を実施します。なお、予定価格については、第1回質疑回答No.21を参照してください。
3	16	第4	1	(2)	低入札価格調査基準価格	ふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱の特例を定める要綱・第3条・2行目に「～予定価格の10分の6から10分の9までの範囲内で設定する」との規定がありますが、上記範囲(10分の6から10分の9)から特定の基準を決定するのは、いかなる方法によるのでしょうか。可能であれば、ご教示願います。	基準の算定方法は、公開しません。
4	18	第4	2	(6)イ	運営期間における保証	入札説明書等に関する第一回質問回答No.24にてご回答いただいております「契約と同時に、また、各年度の開始日までに保証金を納付してください。」とありますが、契約と同時に＝平成25年3月上旬（特定事業契約締結）時点では余熱利用施設の運営が開始されておりません。また、運營業務委託仮契約書（案）運営委託契約約款、（契約の保証）第4条2では「契約書の契約金額のうちの年間委託料相当額の100分の10以上」とあります。契約と同時に年間委託料が発生しないため、契約保証金が0となります。したがって、回答の「契約と同時に」は削除頂き「各年度の開始日（平成26年6月）までに保証金を納付してください。」と訂正願います。	次のとおり修正します。 「SPCは、契約金額の総額を18で除した額の100分の10以上の額を契約保証金として、H25～H42の毎年度、年度開始までに納付すること。」
5	31	第7	5	(3)	提案書	データ(2部)の提出が必要なのは、様式第13号～様式第16号であり、設計図書及び設計仕様書は書類のみの提出との理解で宜しいでしょうか。	設計図書(PDFファイル)及び設計仕様書(Excelファイル)についても電子データ(CD-R2枚)に納め提出してください。
6	38	添付資料1	2		本市が事業者を支払う対価の改定方法	第1回質疑NO.49に関連して、アロワンス1.5%では大きいと考えます。目下インフレ率1%を目指す状況の中では、常に乖離が生じることとなります。制限幅を小さくすることをご検討ください。なお、1.5%の設定について理由をご教示ください。	入札説明書に示すとおりとします。なお、当該数値は公共工事標準請負契約約款を準用しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
7	40	添付資料2	2		委託料の減額方法	<p>入札説明書等に関する第一回質問回答No.52にてご回答いただいておりますが、モニタリングにおいて、熱回収・リサイクル施設の運営と余熱利用施設の運営のペナルティを課するのであれば、各施設ごとにペナルティを設定していただけないでしょうか。固定費が減額される重大な指標であり、要求水準違反を解消しようと支出を伴い努力している状況で、他の施設の運営部分も減額対象となれば改善に向きません。また、他の施設の従業員の給与部分も減額となるため、モラルの低下が生じます。様式では2施設は費用を区分して計上しており、各施設ごとのペナルティによる減額の運用は可能と考えます。再度ご検討をお願いします。</p>	<p>本事業は施設全体の整備及び運営を一括して事業者に委ねているため、事業者は一体となって施設全体の運営業務を確実に履行する責任があることから、ペナルティの設定は入札説明書に示すとおり、施設全体とします。</p>

■要求水準書【第I編 設計・建設編】に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
8	1-17	1	1.6	1.6.5 (9) 3)	仮設物	入札説明書等に関する第一回質問No.74において、「現場事務所(約100m ²)とは、現場用事務所と監督員用事務所を示す」とありますが、監督員用事務所とは、ふじみ野市様、三芳町様および工事監理業者様の監督員用の事務所を示し、現場用事務所とは事業者の現場監督員用の事務所を示しているのでしょうか。「監督員用事務所」と「現場用事務所」のそれぞれの用途をご教示下さい。	「監督員用事務所」は、ふじみ野市、三芳町及び工事監理業者の監督員が工事にかかる執務を行うための事務所を指します。「現場用事務所」は、事業者の現場監督員が工事にかかる執務を行うための事務所を指します。
9	2-22	2	2.2	2.2.8	搬入・搬出車両	表2-20に記載の焼却灰搬出車の最大車両は、※2に記載の熱回収施設の搬出部の最大車両10t車(ダンプ車、ジェットパッカー車)(D:11m、W:2.5m、H:3m)と考えてよろしいでしょうか。その場合のダンプ高さおよびホイール間寸法をご教示願います。	焼却主灰搬出車(天蓋付10tダンプ)の高さは、3.22m、ホイール間寸法は、4.6mです。また、焼却飛灰搬出車の最大寸法等については、別紙1をご参照ください。 なお、その他、リサイクルセンターについては、自転車搬出車(マグネットユニック車)の車高(4.2m)を考慮のうえ計画してください。また、熱回収施設については、10tダンプ車による可燃ごみの搬入(ダンプ時の高さ6.4m)を考慮してください。
10	2-22	2	2.2	2.2.8	搬入・搬出車両	リサイクルセンターの搬入車両について、各搬入物毎の搬入台数は1日当たり何台程度を想定されているのでしょうか。	別紙2をご参照ください。
11	2-22	2	2.2	2.2.8	搬入・搬出車両	リサイクルセンターの搬出車両について、各搬出物毎の搬出車両は表2-20の「資源物搬出車」の内どの車両を想定されているのでしょうか。項目別にご教示願います。また、各該当車両のデータをご提示頂けないでしょうか。	別紙2をご参照ください。
12	2-22	2	2.2	2.2.8	搬入・搬出車両	リサイクルセンターの搬出について、各搬出物毎の各民間資源化施設等への1日の搬出台数はどの程度を想定されているのでしょうか。	別紙2をご参照ください。
13	3-16	3	3.5	3.5.3 (1) 10)	選別・貯留室	「②振動・騒音の著しい箇所については、必要な対策を講じ、建屋を無窓、鉄筋コンクリート造の密閉構造として、壁面の遮音性を高める。」とありますが、振動・騒音(機側1mにて80dBを超えるもの)の著しい箇所については必要な対策を講じたうえで、それでも敷地境界線での振動・騒音基準を満足できない場合においては、建屋を無窓、鉄筋コンクリート造とするとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	3-30	3	3.6	3.6.14 (4)	拡声装置	「計量棟に対話用マイク(リモコンマイク)を設置する。」とありますが、搬入・搬出者と計量作業員との連絡用と考え、リーダポストと計量室にマイク及びスピーカを設ければよろしいでしょうか。	プラットホーム管制員及び車両誘導員との連絡用に設けるものです。
15	5-2	5	5.1	5.1.3	プラットホーム出入口扉	ランプウェイは密閉型であり、同入口で重量シャッター及び高速シートシャッターを採用する場合、プラットホーム出入口扉は、高气密性及び高速開閉機能が有効という考えのもと、高速シートシャッターを採用しても宜しいでしょうか。	臭気対策を十分に施すことを前提に、提案を可とします。
16	5-70	5	5.11	5.11.1 (3) 6)	灰クレーン運転制御	入札説明書等に関する第一回質問回答No.175において、「灰積出しについては自動運転とします」とありますが、積替えや掴みは手動運転を行い、掴んだ後の積出し工程のみ自動運転可能であると理解してよろしいでしょうか。もしくは、ピット内の積替え、積出し(掴み、搬出車への積込みも自動)を全て自動とする方式でお考えでしょうか。	ピット内の積替え、積出し(掴み、搬出車への積込みも自動)の全て自動とする方式とします。
17	6-8	6	6.2	6.2.14	鉄類貯留パンカ	貯留日数に10t以上と記載ありますが、10t車分と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。他のパンカについても同様とします。
18	6-9	6	6.2	6.2.15	アルミ貯留パンカ	貯留日数に10t以上と記載ありますが、10t車分と理解してよろしいでしょうか。	No.17をご参照下さい。
19	7-3	7	7.2	7.2.2 (2) 6)	特記事項	待合者向け展示スペースの展示内容について、参考として①～③をご提示頂いておりますが、これは文字通り“参考”であり、その他の展示内容の提案も可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
20	7-9	7	7.3	7.3.4	学習用設備	学習用設備について、参考として(1)~(7)をご提示頂いておりますが、これは文字通り“参考”であり、その他の設備の提案も可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	8-2	8	8.1	8.1.4	所要面積	余熱利用施設において、受水槽などの外部に設置する設備は延床面積には含まれないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書【第Ⅱ編 運営編】に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
22	2-1	2	2.2	(1) 2/②	保管対象	直接保管、有害ごみ等の荷卸しについては、基本的に搬入者が行うものとし、必要に応じて事業者がその補助を行うものと考えてよろしいでしょうか。	直接保管、有害ごみ等の荷卸しは、搬入者の所掌とします。そして、直接保管、有害ごみ等の荷卸し後、所定の位置への移送及び保管は、事業者の所掌とします。
23	6-1	6	6.1	(2)	備品・什器・物品・用役の調達	<p>入札説明書等に関する第一回質問回答No.230Iにおいて、「初期段階での提案内容における調達の負担は事業者負担とする」との回答ですが、これには御市で運営される管理・啓発施設の備品・什器も含まれ、それは要求水準書【第Ⅰ編 設計・建設編】の7. 管理・啓発施設(7-1～7-7頁)に記載されている項目と考えてよろしいでしょうか。(要求水準書に記載の項目以外で、御市で運営される上で必要な備品等がありましたら、ご教示下さい)</p> <p>また、管理・啓発施設で使用する上下水道、電気料金は運営期間を通じて、事業者負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。なお、ふじみ野市職員用事務室における什器及びその数量は、次のとおりとさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員用事務机及び椅子 10組 ・会議用机及び椅子 一式 (会議人数は12人で、机の数量は提案とします。) ・パーテーション (会議用机周りに設置し、数量は提案とします。) ・カウンター(受付用) 1台 ・ローカウンター(受付用) 1台 ・ローカウンター用椅子 4脚(職員用2脚、来客者用2脚) ・電話 親機3台 子機2台 ・小型カラープリンタ(A3対応) 1台 ・3段キャビネット 5基(オープンラテラルキャビネット) ・書類棚 2基 <p>※本市で複合機(プリンタ、コピー、FAX)を設置しますので、そのスペースも確保してください。</p> <p>後段については、下水道、電気料金を含め、管理・啓発施設にかかる用役費は、本市が負担するものとします。</p>

■要求水準書【第三編 運営編(余熱利用施設)】に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
24	1-2	1	1.2	1.2.7	労働安全衛生管理	「市との協議によります」とあるのは、契約後でしょうか、または落札決定後でしょうか。	契約後とします。
25	1-5	1	1.3	1.3.1	運営に関する図書	提案書の見込み数値(金額、人数等)が実際の数値と大幅に違っていた場合(大きく変動した場合)は協議に応じてもらえるのでしょうか。	協議には応じません。
26	2-2	2	2.3		運営業務体制	余熱利用施設の運営業務を円滑に進めるために、一部の業務を社会福祉協議会へ委託することは可能でしょうか。その場合の費用については、別途契約として扱ってもらえるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。また、後段については、本市が支払う委託料以外に本市の支払いはありません。
27	2-2	2	2.3		運営業務体制	ボイラー技士を配置する場合、事業用地内で1人配置し、全体を維持管理しても良いでしょうか。	関連法を満足する範囲において配置してください。
28	2-2	2	2.5	(2)	利用料金の免除	第1回質疑回答NO.48にて「継続的に175人以上/日の対象者の利用があった場合には、協議により上限を引き上げる等の措置を探って頂けると考えて宜しいでしょうか。」との質問に「不可とします。」との回答ですが、不可とする理由がありましたらご教示ください。ご回答の理由によりましては、落札者決定後の協議事項としてください。	減免措置対象者の上限は、本市の支払い限度額を勘案して設定したものであるためです。
29	3-1	3	3.1		来場者の受付	諸室利用の予約について、ふじみ野市の公共施設予約システムとの連動は可能でしょうか。	ふじみ野市の公共施設予約システムとの連動は不可ですが、独自のシステム提案があれば、集客力向上に向けた提案として加点審査での評価対象になると考えています。
30	3-1	3	3.3		料金徴収	諸室利用料について、市内の施設ともある程度の統一性をもたせたほうが良いと思いますが、ご教示願います。(団体利用も含め)	要求水準書に示すとおりとします。
31	3-4	3	3.10		送迎バスの運行	送迎バスの運行について、交通事情等により大幅な遅れが発生し、利用者が市へ苦情をいれた場合、ペナルティの対象となりますか。	交通事情をはじめ、事業者の業務品質によらないと判断されることに起因する利用者からの苦情は、ペナルティの対象としません。
32	3-4	3	3.11	(4)	健康相談の実施	「実施頻度は、週3回程度とし、」とありますが、実施していない時の健康相談以外の利用提案は可能でしょうか。	提案を可とします。
33	4-2	4	4.6	(2)	補修・更新の実施	第1回質疑回答NO.2711について、協議により不可抗力であると合意された場合、施設の補修に係る費用負担(協議により合意された費用を負担)は御市が100%負担するという理解でよろしいでしょうか。また、この考え方は熱回収施設において不可抗力による補修が生じた場合も同様な考え方ででしょうか。	不可抗力の定義(処理不適合によるものは含まれません)は、建設工事請負契約第29条に準じ、その認定は市が行い、事業者に通知します。この場合、運営業務委託契約書第29条の規定に従うことになり、熱回収施設についても同様です。
34	5-3	5	5.9		急病人への対応	余熱利用施設のAEDについては、事業者で設置し点検管理するということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	別-1	別紙10				おおい老人福祉センターと、三芳町立老人福祉センター「みよしふれあいセンター」の年間利用者数を毎月にご教示願います。またバスの利用者数もご教示願います。	別紙3をご参照ください。

■様式集に関する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
36	様式第14-1号 様式第14-2号 様式第14-3号 様式第14-4号	設計・建設業務に関する提案書			指定枚数に含まれない添付図面	設計・建設業務に関する提案書で指定枚数に含まれない添付図とは、各施設の設計図書(A3版)をもとに必要な内容を記載したA3版図面を提案書の各号該当箇所に折り込みA4版で挿入する理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
37	様式第14-5号	設計・建設業務に関する提案書	(5)	②	環境負荷の低減	ご指定の表では、買電量を熱回収施設やリサイクルセンター等、施設毎に記載することとなっています。 発電で不足する電力を買電で賄う場合、施設全体の買電算出となりますが、各施設の運転時間や消費電力等をもとに、合計を案分した買電量を記載することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、発電量、消費電力、買電量、売電量の算定時は、①稼働季節(春秋、夏、冬)、②施設の稼働状況(熱回収施設は、2炉運転、1炉運転又は休止)、リサイクルセンターは、稼働又は休止)、施設の稼働日数(管理・啓発施設は240日、余熱利用施設は事業者が提案する開業日数)を考慮し、設計図書の計算書と整合するようにしてください。
38	様式第15-6号	委託料内訳等				補修費について、保守点検や清掃、除草にかかる外注費は補修費として計上して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、必要に応じ、清掃費及び除草費を項目出しすることも可とします。
39	様式第15-6号	委託料内訳等				保守点検や日常点検で発見された不具合にかかる修理費用は、すべて計上するという考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	様式第15-6号	委託料内訳等				見込み数量に算定根拠が見当たらない場合は、根拠の記載は不要でも宜しいでしょうか。	算定根拠を示しづらい場合、詳細は不要ですが、考え方等を記載してください。
41	様式第15-6号 (別紙9)	委託料内訳等			運營業務に係る対価日の算定根拠[1/2]	様式第15-6号別紙9について、1枚に収まるように費目をまとめたほうが宜しいでしょうか。	可能な限り1枚に収めてください。なお、複数枚となる場合は、数値等の整合に留意してください。
42	様式第16-3号	事業計画に関する提案書			地域や社会への貢献	第1回質疑回答(No.320)より、提出を求められている資料以外の添付は不可と認識しておりますが、「関心表明書」については、「(関心表明書の有無等)」との記載がある事から、添付の可否について判断しかねるところです。 関心表明書の添付の可否について、ご教示願います。	添付を可とします。

■運營業務委託仮契約書(案)に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
43	19	別紙2	2		支払スケジュール	入札説明書等に関する第一回質問No.354において、「回答No.354を参照ください。」との回答となっておりますが、これはNo.353の記載ミスで「入札説明書記載の条件を規定します。」または「入札説明書記載の記載を正とする」と理解してよろしいでしょうか。	本回答をもって、第1回質問回答No.354を「ご理解のとおりです」と修正します。
44	19	別紙2	2		支払スケジュール	第1回質疑にて、『支払スケジュールは、「(事業者提案に基づき記載する。)」とありますが、入札説明書(p7、P8)には具体的な支払スケジュールが記載されております。入札説明書の記載を正とするものと理解して宜しいでしょうか。』と、質疑を提出しておりましたが、ご回答(No.354)が明確ではありませんでした。恐れ入りますが、再度ご回答願います。	本回答をもって、第1回質問回答No.354を「ご理解のとおりです」と修正します。
45	21	別紙4			不可抗力の場合の費用分担	入札説明書等に関する第一回質問回答No.356において「1事業年度中に発生した追加費用又は損害の100分の1に至るまで」です。とご回答いただいておりますが、不可抗力は事業者でコントロールできる事象ではなく、また損害額も想定することができません。よって、不可抗力の場合の費用負担について、想定できない損害の1%という負担方法でなく、各年委託料の1%など予め上限が設定される負担方法としていただきたく、再度ご検討をお願いします。 また、余熱利用施設の運営では、提案する独立採算事業の部分における損害(物販品、設備・調理器具など)の負担も別紙のとおりでしょうか。	第29条第1項の定めるとおり、本条は「受注者に損害・損失や増加費用が発生した場合」の規定であり、著しく不合理な結果を招来することは想定されません。従って原案のとおりとします。 なお、不可抗力は天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)で、当事者のいずれの責にも帰すことができないものとします。